

発言 2、観光農園いわふねについて

どうする大川市長→観光農園いわふね貸付金問題？

ここでも「不適切で おかしいこと」があります



ことの始まりは平成元年から

貸付金の 元金返済は、無い

産業振興部長「農業法人でありましたが、現在はその状況ではありません」

観光農園の増資があった時から

針谷「その経過を説明ください」

産業振興部長「観光農園は平成 15 年第 3 セクターの農業法人として発足。厳しい経営を余儀なくされていましたが、平成元年（株）栃木シティマネジメント（日本理化）が増資をして、代表取締役が大栗隆司氏が社長となりました」

経営状況はどうか

産業振興部長「今も厳しい状況で、当期純利益は元年 4450 万円、2 年 5185 万円、3 年 2415 万円、4 年 4205 万円ですべて赤字経営です。取締役は全員日本理化の 3 名です」

観光農園いわふねは農業生産法人？

針谷「今は農業生産法人でなく単なる株式会社でないのか」

産業振興部長

「一般の株式会社観光農園です」

現在は一般の株式会社になっています。償還額は利息を含めて 6550 万 2052 円です。平成 28 年度以降は、毎年度猶予の申請があり、利子のみ 45 万円返済になっています。返済済 1768 万 5714 円、

差引残金 4781 万

6338 円が未返済です。経営状況から返済可能と判断した時点で請求します」

農業法人でなくなれば、当然貸し付け

要綱の適用外になるのではないか？

針谷「貸付要綱も見直さないと、市内の制度資金を借りている多くの企業との公平性は保てないのでないか。サッカー場の固定資産税、使用料の免除が違法と出たのだから貸付要綱違反で貸付金も徴収するべきです。

更に、日本理化との関係はほかにもある。旧小野寺北小（1 億円と推定）の校舎、敷地の無償譲渡も一連の問題です。

栃木市とこの会社の関係はどうなっているのだ」の声は高まっている。市長と業者の間に何があるのか知りたいものです。

業者に寄り添う、市長では困る

市長の口癖は、「市民に寄り添う」と常に言っています、業者に寄り添うと言った方が適切に表していないか。多くの市民はそのように批判しています。

「給食無償化の財源が日本理化へ行ってしまったとしか考えられない。期待して投票したが裏切られ、有権者は騙されたことにやっと気づきました。悔しいの一言です。と市民は怒っていました。

辞めてもらうしかないね、市民に寄り添う市長を選ぶしかないね、と付け加え、まさにその通りだと、周りの人も同意し、少しずつ分かってきました。

いくぞう 通信

議会レポート

No.39 号

2023 年 12 月議会報告

後援会事務所 栃木市岩舟町古江 792
Tel・fax 0282-55-8776
携帯 090-9010-7042
Eメール i-hary@cc9.ne.jp

あなたの相談相手、
気軽にお電話ください。
栃木市議会議員 針谷育造

12月議会は12月1日から20日までの20日間開催。令和5年度補正予算6件、条例一部改正9件、工事請負契約1件、財産取得、貸付各1件、指定管理者の契約19件、人権擁護委員の選任1名を同意し閉会した。詳しくは議会広報等をご覧ください。

使用料、固定資産税免除を取消す・判決

サッカースタジアム・地裁に続き、高裁も市民の勝利

「新しい証拠はなく一審の繰り返し」と切捨てられた

全面敗訴したが・市長の反省は無い



高裁判決は市民の全面勝利となったが、市長の11月2日の議員研究会では「市の主張が認められなくて残念」の言葉だけで市民への心からのお詫びは全く伝わらなかった。

むしろ市長は、スポーツのまちづくり、財政改善、賑わいの創設などが理解してもらえなかったと、判決批判に終始した。一私企業の営業で、税金等

を納めないことは許されない。スタジアムでも、当然納めることが市民の常識です。市民は税金を納めなければ差押えのペナルティがあるのです

税金も使用料も納めている市民

(株)「日本理化だけ優遇するな」の市民の声が届いた判決でした

質問 1、サッカースタジアム高等裁判所判決について

11月18日東京高等裁判所の判決は、地方裁判所の判決を全面的に支持し、栃木市の控訴を違法な処分として取り消した。

① 令和4年、5年の固定資産税、 スタジアム使用料の免除決定 を取り消す

② 控訴費用は市長の負担とする

針谷「市長は、この判決をどう捉えているのか」

固定資産税などの協議・検討したい

市長「市の主張はほとんど考慮されていないのが残念です。市民の意見対立が長引くことは好ましくない为上告せず、納付に向けた協議や新しい支援策を検討する」

針谷「違法の判決でも日本理化と協議、支援策を検討するとは許されない」

判決をどう考えているのか、この後において、何を協議するのだ？

針谷「当然、課税して、納付がなければ督促をし、差し押さえするのが税法の決まりである。市民にはそうしているのに、なぜやらないのか。市長のやることは判決に従うことですよ」



市長は行政の常識が無いのか？

市長の仕事は法律、条例に従うこと

それが市民の信頼を得るのですよ

針谷「市長の主観的な思い込みでやっても行政は通らない、なぜなら地方自治法は違法な事務をしてはならない。これに違反して行った市役所の行為「仕事」は、これを無効とする。と書かれている」

市長・市民との対立を早く解消するので、上告しない・・と言うが

針谷・市民との対立を作ったのは市長であり、市民に責任はない

針谷「あまりにも勝手な理屈であり、多くの市民が法に従い仕事をしなさいと訴え、勝利したことを忘れては困る。それがなぜわからないのか。市役所幹部の部長にも責任はある。「法に違反する仕事」は出来ないと拒否するのが職員の仕事であり、「命令と服従」では市民は不幸な結果になることが判決で証明された。

むしろ市長の間違いで、固定資産税、使用料の減収分を市民が取り返すことになった。市長の判断間違いの減収分を取り返したのは市民のおかげだ。上告しないでなく上告できないのが最高裁判所の決まりである。憲法判断、判例の見直し以外は通例的には「棄却、門前払い」となり、上告は出来ない。これ常識です。

「無いものを、有る」と・裁判所にまでウソをついた市長・・

1、小野寺ふれあい会のスタジアム要望書・・高裁陳述書(28号)

会長の会議出席無、印鑑捏造、市役所への文書提出・・**全く知らない事実が判明**

2、スタジアムフェンス更新費用・計画もないのに、「1億1千万節約」と文書捏造

3、誘致した証拠も示せないで、税、使用料免除した市長・・判決文9ページ

1、2、3、についての市長答弁は、全くなかった・・不誠実そのものです

判決の結果で、市はどれくらいの、財政利益を得るのか・・計算した

固定資産税8年間(令和2～10年)(300万×8年) 2400万円

使用料8年間(令和2～10年)(13,541,280円×8年) 1億833万240円

財政的利益 合計1億3,233万240円 市長は感謝しなさい

裁判に訴えなかったら・市は損をしていたことに・・・分かるかな？市長

この裁判で市は550万円支出

内海まさかず議員の質問で、高裁で550万円、地裁で30万円、合わせて580万円を使ったことが分かった。それも公費で有り、市民の不利益を顧みないで市長の勝手な判断で裁判したことが明らかになった。市長の勝手な思いだけで裁判し、多額な金と労力をかけたことが糾弾されたが、みんなで決めたと市長の責任を認めなかった。みんなとは庁議メンバーのことか。

第3者委員会で総括しなさい

白石幹男議員は、再発防止の為には身内でやるのではなくて、きちんと第3者委員会を立ち上げ、公平な第3者の立場で総括すべきとの白石幹男議員の質問に対しても拒否をした。身内で決めたことが地裁、高裁で認められなかったことの反省はない。裁判費用550万円は市長が弁償して支払うべきにも、頑として拒否をした。間違いを認める良心が市長にはない。解明する義務は議会です。

「市長の控訴が違法」とされた判決は、市民の良心と正義の勝利です

地方裁判所に住民が訴えたのが2021(令和3年5月21日住民50人)、地裁で全面勝利した。しかし市長は何を勘違いしたのか2022(令和4年2月7日)高裁へ控訴した。2023(令和5年10月18日)市長の控訴を取消す判決。市長は上告を断念し確定、2年余の戦いに勝利した。多くの市民の皆さんに感謝します。

